



介護保険で利用できる 訪問看護・訪問リハビリ サービスをご紹介します

介護保険で利用できるサービスについて、シリーズで紹介してきていますが、今月は訪問看護サービスと訪問リハビリテーションサービスについて詳しくお知らせします。

なお、介護保険のサービスを利用する場合には、どのような方でも介護の認定を受ける必要がありますので役場に申請してください。

経過的要介護・要介護1～5と介護認定を受けた方が対象となる訪問看護サービスと訪問リハビリテーションサービス

1. どのようなときに利用できるか？
 訪問看護
 通院が困難なので、主治医の指示により経管栄養や点滴の管理などを自宅ですてほしい。
 訪問リハビリテーション
 通院が困難なので、主治医の指示によりリハビリを自宅ですてほしい。
2. 費用のめやす
 訪問看護の費用のめやす
 (訪問看護ステーションが実施した場合)

利用時間	経過的要介護・要介護1～5の認定者	
	訪問看護ステーション	病院又は診療所
30分未満の場合	425円	343円
30分以上1時間未満の場合	830円	550円
1時間以上1時間30分未満の場合	1,198円	845円

訪問リハビリテーションの費用の目安

利用時間	経過的要介護・要介護1～5の認定者
おおよそ30～45分程度	1日あたり 500円
リハビリテーションマネジメント加算	リハビリ実施計画から進捗状況を定期的に評価・見直しを実施した場合 1日あたり 20円
短期集中リハビリテーション実施加算	退院日又は認定日から1カ月以内に集中的にリハビリを実施した場合 1日あたり 330円 退院日又は認定日から3カ月以内に集中的にリハビリを実施した場合 1日あたり 200円

要支援1・2と介護認定を受けた方が対象となる訪問看護と訪問リハビリテーションサービス

1. どのようなときに利用できるか？
 訪問看護
 通院が困難なので、主治医の指示により介護予防を目的とした経管栄養や点滴の管理などを自宅ですてほしい。
 訪問リハビリテーション
 通院が困難なので、主治医の指示により介護予防を目的としたリハビリを自宅ですてほしい。
2. 費用のめやす
 訪問看護の費用のめやす

利用時間	要支援1・2の認定者	
	訪問看護ステーション	病院又は診療所
30分未満の場合	425円	343円
30分以上1時間未満の場合	830円	550円
1時間以上1時間30分未満の場合	1,198円	845円

早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。
緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

訪問リハビリテーションの費用の目安

利用時間	要支援1・2	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
おおよそ30～45分程度	1日あたり 500円	リハビリ実施計画から進捗状況を定期的に評価・見直しを実施した場合 1日あたり20円	退院日又は認定日から3カ月以内に集中的にリハビリを実施した場合 1日あたり200円

問合せ先 洞爺湖町栄町63番地1 (健康福祉センター内) 洞爺湖町地域包括支援センター ☎0142-76-4822